

日程第 3．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終わりました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、主な 2 点について申し上げます。1 点目に本条例で規定した南風原町行政不服審査会は、不服申立案件に関し行政庁の採決内容について第三者の立場から意見するとの説明がありました。2 点目に、同審査会は委員 3 名で組織されるが、必要に応じて専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。